5

当該レベルへの引き上げの基準

当該レベルからの引き下げの基準

【大規模噴火が切迫】

・山腹噴火が発生もしくは切迫

山腹からの噴火が開始するか、極めて顕著な山体膨張(島内の傾斜計のいずれかで 100 マイクロラジアンが観測され、大きな地震活動(マグニチュード5ならば1回、マグニチュード4ならば2回)が伴った場合は、大規模噴火発生の可能性が切迫していると考え、全島を警戒が必要な範囲とする

- ・火砕流が居住地域近く(居住地域まで数 100m) に到達
- ・溶岩流が居住地域付近(居住地域まで概ね 100m) に到達

噴火が発生しなかった場合は、 観測データにより活動低下が 2週間以上続けて認められた 場合。

山腹噴火が発生した場合は、新たに形成された火口からの警戒が必要な範囲を定める必要がある。居住地域が溶岩流や火砕流に被災した場合は、当該現象が終息した後、関係機関等の対策を考慮しながら、必要に応じ、噴火警戒レベルの再設定を行う。

【これまでみられたような噴火(ブルカノ式噴火)の激化】

・大きな噴石が火口から概ね 2.4km を超え 3km 以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね 3km とする。火口から概ね 3km を超え 3.5km 以内に飛散した場合、警戒が必要な範囲は概ね 3.5km とする

・火砕流が居住地域近く(居住地域まで数 100m)に到達

【大規模噴火の可能性】

- ・溶岩の流出により溶岩が居住地域に接近(居住地域まで500m)
- ・2015 年8月 15 日のような顕著な地殻変動(島内の傾斜計で1時間に1マイクロラジアン以上)を観測した場合は、火口から3kmを警戒が必要な範囲とするが、桜島付近を震源とするマグニチュード2以上の地震が10回以上(12時間以内)発生した場合は、山腹噴火の可能性が高まったとして、全島を警戒が必要な範囲とする
- ・溶岩流の流下が居住地域到達 前に停止し、居住地域に影響が

大きな噴石や火砕流が当該距

離に影響する噴火が3日間発

生しない場合。

・噴火が発生しなかった場合 は、観測データにより活動低下 が2週間以上続けて認められ た場合。

ないと判断された場合。

【これまでみられたような噴火(ブルカノ式噴火)の激化の可能性】

- 4 ・大きな噴石が 2 km を超えて 2.4km 以内に 24 時間以内に 3 回飛 散した場合、警戒が必要な範囲は概ね 3 km とする
 - ・火口から約2km を超える火砕流が発生もしくはその可能性。次のいずれかで判断する
 - ①火砕流が発生して、到達距離が火口から2km を超えた場合 ②目視できる場合は、火砕流が発生し、到達距離が確認できない 場合でも、噴煙量階級6 (きわめて多量)の噴煙が10分以上続 く場合
 - ③目視できない場合は、島内の傾斜計において、数時間で1マイクロラジアンの変動が予想される場合

大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が3日間発生しない場合。

【火口から概ね2kmを超え2.4kmまで影響を及ぼす噴火の発生】

・大きな噴石を火口から2km を超え 2.4km 以内に飛散させる噴火が発生

【火口から概ね $2 \, \mathrm{km}$ を超え $2.4 \, \mathrm{km}$ まで影響を及ぼす噴火の可能性】

・大きな噴石を火口から2km 近くまで飛散させる噴火が発生

・火砕流の流下が火口から概ね $1.5 \mathrm{km}$ を超え、居住地域への接近 から概ね $2 \mathrm{km}$ までとする。 が予想される場合

大きな噴石や火砕流が当該距離に影響する噴火が3日間発生せず、さらなる活動の活発化が見られない場合、レベル3のまま警戒が必要な範囲を火口から概ね2kmまでとする。

【火口から概ね2kmまで影響を及ぼす噴火の可能性】

姶良カルデラへのマグマの供給が継続している中で、火口から $2 \, \mathrm{km}$ までに大きな噴石を飛散する噴火を長期間にわたり繰り返していることから、現時点ではレベル 3 (警戒が必要な範囲は火口から概ね $2 \, \mathrm{km}$) 以上の運用を基本とする。

- ・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定する。
- ・この判定基準は、気象庁内及び桜島火山防災協議会における検討を経て、また新たな事例等を通じて順次修正される。なお、レベル2(警戒が必要な範囲は火口から概ね1km)以下については、活動が長期的にわたり静穏な状態になった場合等に、火山防災協議会で改めて必要な防災対策等を検討した上で運用する。
- ・ここでいう「大きな噴石」とは、概ね $20\sim30\mathrm{cm}$ 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がるときも同様)。
- ・レベル5からレベルを下げる場合にはレベル4ではなくレベル3に下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。